

## 一般社団法人日本医学教育学会 特別会員、名誉会員及び名誉会長推薦に関する規則

(適用)

第1条 当法人(以下、「本会」という。)の特別会員、名誉会員及び名誉会長は、本会の定款の定めることのほかは、この規則によって推薦する。

(特別会員)

第2条 理事長は、理事会の議決を経て、個人会員の中から特別会員を推薦することができる。

2 特別会員に推薦するには、次の各号の条件をすべて満たしている者でなければならない。

- (1) 年齢が満65歳以上であること
- (2) 通算10年以上会員であること
- (3) 本会の委員会委員であったこと又は大会副会長であったこと
- (4) 理事長が特に推薦した者

3 理事長が、特別会員を推薦する場合は、本人にその旨承諾を受けなければならない。

(名誉会員)

第3条 理事長は、理事会の議決を経て、個人会員の中から名誉会員を推薦することができる。

2 名誉会員に推薦するには、次の各号の条件をすべて満たしている者でなければならない。

- (1) 年齢が満65歳以上であること
- (2) 通算10年以上会員であること
- (3) 本会の運営委員会委員又理事であったこと
- (4) 理事長が特に推薦した者

3 理事長が、名誉会員を推薦する場合は、本人にその旨承諾を受けなければならない。

(名誉会長)

第4条 名誉会長に推薦するには、次の各号の条件をすべて満たしている名誉会員でなければならない。

- (1) 年齢が満70歳以上であること
- (2) 本会の会長又は理事長或いは副会長又は副理事長、及び大会長又は大会実行委員長を務めたこと

(規則の変更)

第5条 この規則の変更は、理事会の議決によって行う。